

表紙共 5枚

高遊原 64号建物屋外消火栓取替

業務隊長	所 草			
	派遣隊長	施設班長	管財係	工事企画

合 議				
管理科長	營繕班長	工事企画	管財主任	施設管理

仕 様 書			
件 名	高遊原 64号建物屋外消火栓取替	所 属	健軍駐屯地業務隊高遊原派遣隊
		作成年月日	令和 6 年 5 月 13 日
		作 成 者 名	防衛技官 福間 恭介

1 総 則

本仕様書は、「高遊原 64号建物屋外消火栓取替」について適用する。

2 場 所

熊本県上益城郡益城町大字小谷 1812 陸上自衛隊 高遊原分屯地

3 概 要

- (1) 屋外消火栓撤去・新設 1基
- (2) 消火用配管撤去・新設 一式
- (3) 基礎工事等 一式

4 一般事項

- (1) 本仕様書・設計図書に記載なき事項については、以下によるものとする。
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築(改修)工事標準仕様書(機械設備工事編)』
- (2) 本仕様書及び設計図書に記載無き事項については監督官と調整し、当然実施すべき事項は受注者の負担において実施するものとする。また、作業上軽微なもので当然必要と思われる事についても同様である。
- (3) 施工中の安全確保には十分に留意して現場管理を行うと共に、火災等の災害及び事故に注意する。また、必要に応じて養生等の処置を行うものとする。
- (4) 本役務に伴う分屯地及び各建物への立入り、その他制限事項は当該の諸規定に従うこととし、その都度監督官から指示する。
- (5) 隊員もしくは部外者等に損害を与えた場合、又は施設等を破損した場合で、その原因が本役務に関わると認められた場合、請負業者が補償及び賠償の責を負うものとする。
- (6) 本役務の完成に際しては、当該施設に関する箇所の清掃及び片付けを実施する。
- (7) 本役務の写真はカラーとし、役務用アルバム(A列4番)に整理し監督官に1部提出する。
役務写真は、各箇所、各工程ごとに撮影するものとし、隠蔽箇所は特に重点的に撮影する。
この際、使用材料等及び加工等の作業も撮影すること。
- (8) 本役務により発生した産業廃棄物は、受注者の責任において分屯地外へ搬出し、適切に処分するものとする。また、金属類等の発生材については、監督官の指示する場所へ集積すること。
- (9) その他疑義が生じた場合は、監督官と調整の上実施するものとする。

5 特記事項

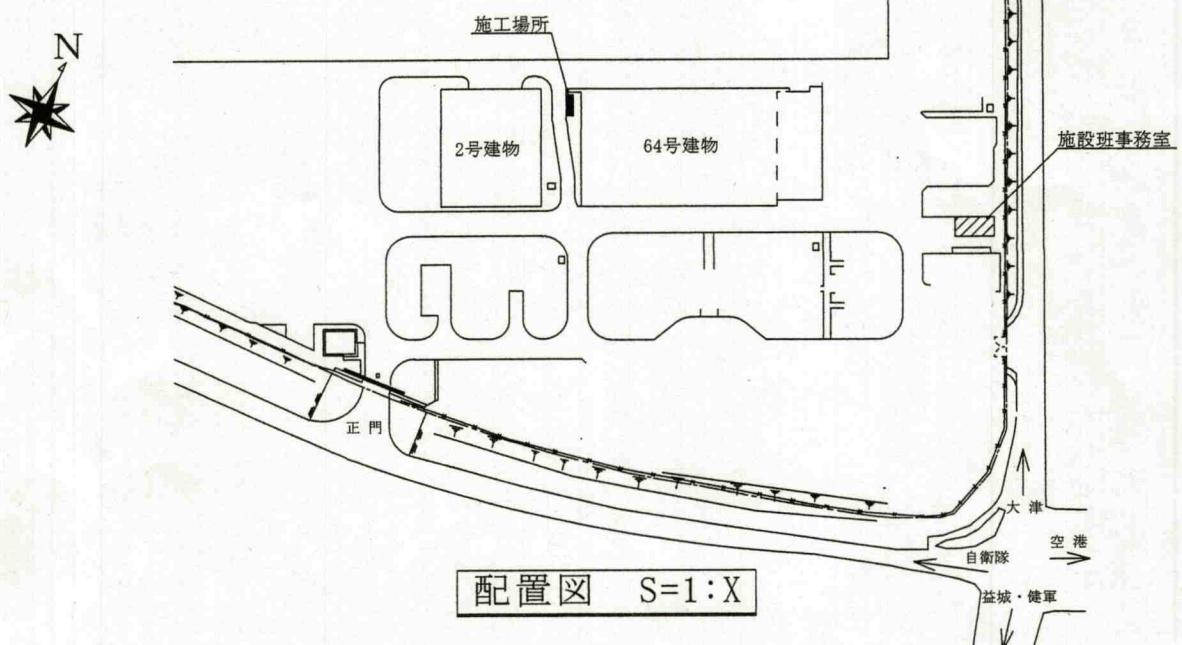
- (1) 本役務で仕様する屋外消火栓は、事前に現地確認の上、承認図を提出し、監督官の承認を得ること。
- (2) 本役務において使用する消火栓は下記のとおりとする。
双口消火栓 (H4)FC65×65×100 地上式

(3) 施工要領

- ア 挖削に当たっては、既設給水管の位置、管種、管径およびその他の埋設物に注意し、管路を規定の深さ以上に余掘りしないように掘削床揃えを行うこと。
- イ 給水管の埋戻しに先立ち、給水に支障がないこと及び漏水のないことを確認すること。
また、通水試験を行うこと。
- ウ 挖削土は周辺に仮置し、埋戻し材として使用すること。
- エ 根切り底に砂利を敷き均し、十分に締め固める。なお、砂利は再生クラッシャーランを使用すること。
- オ 捨てコンクリートの設計基準強度は 18 N/mm^2 以上とする。

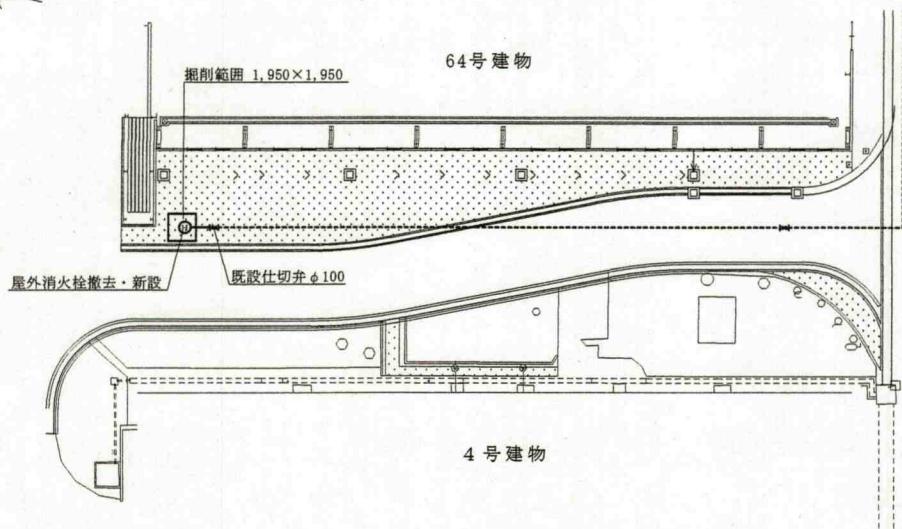


案 内 図 S=1:X

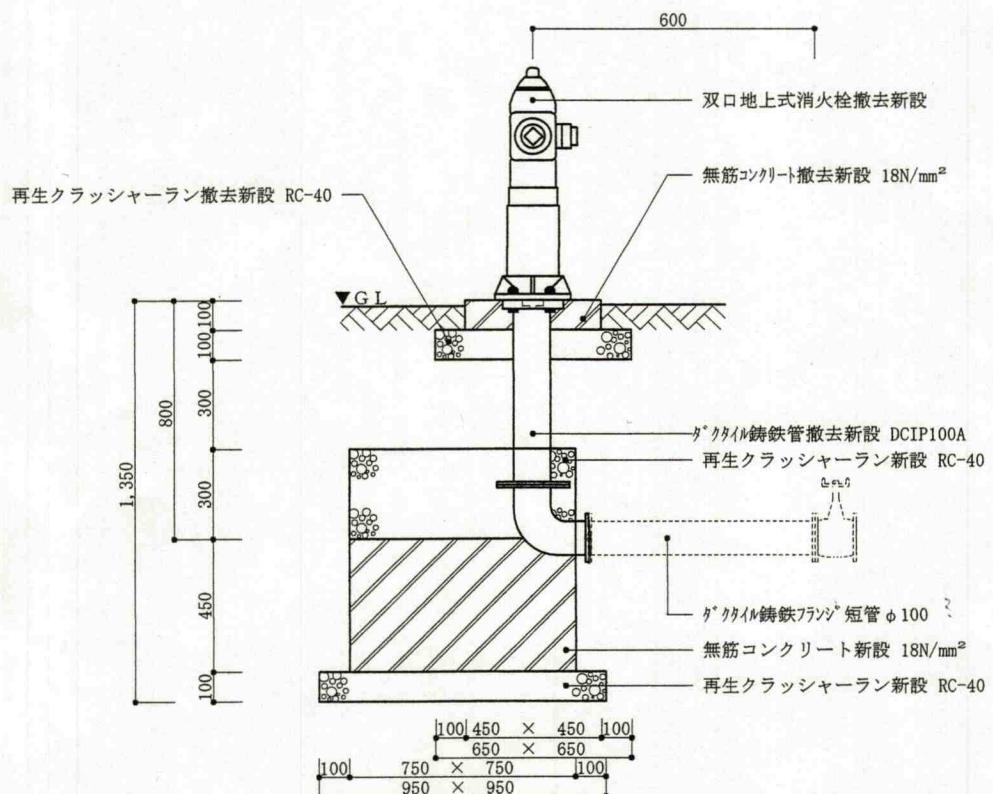


配置図 S=1:X

N



平面図 S=1:400



屋外消火栓詳細図 S=1:25